

令和 7 年 度

本 部 事 業 計 画 書

社会福祉法人 苦小牧慈光会
理事長 松 神 繁 俊

目 次

1. 法人の目的及び法人経営の原則	-----	1ページ
2. 経営理念	-----	1ページ
3. 基本方針	-----	1ページ
4. 事業運営	-----	2ページ
5. 理事・監事・評議員	-----	2ページ
6. 本部運営方針	-----	2ページ
7. 本年度の主な施策	-----	4ページ
8. 理事会・評議員会の開催	-----	4ページ
9. 内部監査	-----	5ページ
10. 福祉サービス相談委員会	-----	5ページ
11. 経営会議・役員施設長定例打合せ	-----	5ページ
12. 役員研修	-----	6ページ

1. 法人の目的及び法人経営の原則

社会福祉法人苫小牧慈光会は、社会福祉事業を行う法人として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人であり、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない法人である。

当法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

2. 経営理念

一人一人が家庭的な雰囲気のもと「ひとりの人としてこれまで大切にしてきた人生」と「今を生きようとする力」を尊重し、慈 ～ ほほえみ合える喜び、光 ～ きらめき輝くことの喜び、会 ～ ふれあうことの喜び、ともに育むことを大切にします。

障害があるなし年齢にかかわらず、全ての人が人間として豊かな人生を送れるよう利用者・職員が（慈～ほほえみ 光～きらめき 会～ふれあう）の理念のもとでお互いに支え合える社会の実現を目指します。

3. 基本方針

私たち苫小牧慈光会職員は、介護福祉ニーズを有する全ての人々が住み慣れた地域において安心して老いることができ、支援を受けながら暮らし続けていくことができる社会の実現を願っています。

(1) 苫小牧慈光会職員は、全ての基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービス等を提供していきます。

(2) 苫小牧慈光会職員は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。

また、介護福祉サービス等の質的向上に努め、自己の実施したサービスについては常に専門職としての責任を負います。

(3) 苫小牧慈光会職員は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。

(4) 苫小牧慈光会職員は、利用者に最適なサービスを包括的・継続的に提供していくため、福祉・医療・保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。

(5) 苫小牧慈光会職員は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受け止め、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。

- (6) 苫小牧慈光会職員は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職として常に積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともにその介護力の強化に協力していきます。
- (7) 苫小牧慈光会職員は、全ての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるよう、教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

4. 事業運営

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (ア) 軽費老人ホームの経営(樽前慈光園)
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
(樽前慈生園・(地域密着型)ケアセンターしらかばの郷)
 - (ウ) 障害者支援施設の経営(生活介護・施設入所支援 樽前かしわざ園)
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (ア) 老人短期入所事業の経営
(樽前慈生園・ケアセンターしらかばの郷)
 - (イ) 障害福祉サービス事業の経営(短期入所 樽前かしわざ園)
 - (ウ) 老人デイサービス事業の経営
- (3) 公益事業
 - (ア) 居宅介護支援事業(樽前慈生園)
 - (イ) 苫小牧市地域包括支援センターの受託運営

5. 理事・監事・評議員

- (1) 理事・監事(敬称略)
 - 理事長：松神繁俊 常務理事：郡司靖治
 - 理事：吉本俊憲、木村一紀、宮津礼子、藤原浩之
 - 監事：田原雄平、山谷壽郎
 - 任 期：令和5年6月22日～令和7年6月に開催の定時評議員会終結の時
- (2) 評議員(敬称略)
 - 小川徳次、紺野健治、福島修、柴田泰子、吉田賢三、澤田憲生、若山照子
 - 任 期：令和3年6月21日～令和7年6月に開催の定時評議員会終結の時

6. 法人運営方針

令和5年5月から国の基準が変わり、新型コロナウイルス感染症が第5類となつて、3年目を迎える年となります。しかし、新型コロナウイルスが第5類になったことから感染対策の大幅な緩和が実施されましたが、新型コロナウイルス感染症の発症状況は勢いが留まることなく、感染率が高い割には、感染対策の緩和によりマスクの着用をしない生活、経済効果の促進のため、観光地などの往来が自由になっ

たことで、新型コロナウイルスに感染するリスクが更に高くなっているのが現状です。また、新型コロナウイルスに感染することで利用者の症状が重度化することが懸念されるため、各施設では感染症対策の取組みを継続的に実施しているところです。令和6年度の法人内の各施設の感染状況については、施設内で新型コロナウイルス感染症が発症しており、特に昨年の12月から新型コロナウイルス感染拡大に加え、インフルエンザも同時に流行し、幸いにも利用者においては、インフルエンザに感染することはありませんでしたが、新型コロナウイルス感染症の感染力が強いことから一度、感染すると周囲の利用者に感染が拡大し、終息にいたるまでの期間が長期化する現状にありました。そのため、施設における感染症の発生リスクを回避するため、今後も引き続き、感染対策を継続して取り組む必要があります。

物価の高騰による施設の運営状況について、日本経済のインフレが進み、日用品及び食料品、光熱費を含む全ての物品の値上げが進み、政府が実施していた物価高騰による公的資金の導入も終了しことで、更に物価の高騰が国民の生活に多大な影響が及ぶことは言うまでもありません。施設の運営的な側面においても物価の影響は大きく、いま以上に効率的な運営を目指す必要がありますながらも、それも限界にきているのが現状で、施設全般における経費の負担が益々、施設において運営的に逼迫した状況となり、打開する対応策もないのが現状です。

続いて福祉施設利用者への権利・擁護については、利用者への虐待問題について、虐待防止対策として国の強化方針が出され、再発・防止に向けた取組が重要視され、福祉現場に従事する職員の研修の実施が必須になり、暴力的虐待、及び言葉による暴力など、肉体的・精神的虐待の発生防止に向けた職場内環境の改善に向けた各種会議や内部・外部の研修を実施し、施設全体のモラル、及び職員のモチベーション向上に繋げる体制の確立に努め、より一層のコンプライアンス(法令遵守)の強化を図り、施設の運営に努めて参りたい。

近年の人材確保の問題においては、少子高齢化、人口減少化を迎え、福祉業界に限らず社会全体多職種間で人材不足が問題視されています。この傾向は、ますます有資格者や直接介護を行う介護福祉士の人材確保が困難となっております。従来の取組みを継続し、ハローワーク求人募集、新聞等の媒体を使った募集、社会福祉協議会が運営する福祉人材バンクの活用、人材派遣紹介業者の活用、外国人奨学金制度(法人制度)の活用その他、新たな取組として、将来的な職員不足の解消を目的として、今年度から特定技能(外国人)の雇用を計画、令和7年の秋ごろに特定技能(外国人)の採用を予定しているところです。人材不足により施設運営に支障を生じないように、いまからその対策を講じる取組を合わせて行って参りたいと思います。

更に、軽費老人ホーム樽前慈光園の老朽化に伴う移転・建設に関して、建設コストの高騰により、多額な建設資金が必要な現状から建設計画が進まない状況にあります。引き続き、関係行政との協議を行い、建設資金、償還財源の確保、運営状況などの問題を検討し、軽費老人ホーム樽前慈光園の移転・建設計画を詳細に検討・協議をして参りたい。

7. 本年度の主な施策

(1) 法令遵守

- ①関係法令及び法人規程の遵守及び定款・規程の迅速な改廃処理

(2) 事業経営の透明性の推進

- ①定款、事業経営状況の閲覧・公表
- ②役員・評議員名簿、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の公表

(3) 財務規律の強化

- ①内部留保の明確化(事業継続用財産の策定・社会福祉充実残高の把握)
- ②利益供与の禁止
- ③社会福祉充実残高がある場合の社会福祉充実計画の作成

(4) 利用者の権利擁護の堅持

- ①虐待及び身体拘束の防止

(5) 職員処遇・職員管理等

- ①福祉・介護職員及び福祉・介護職員以外の職員の処遇改善
- ②労働条件の適正化(関係諸規程の迅速な改廃処理)
- ③職員研修の強化
- ④中堅職員の育成
- ⑤ハラスメントの防止と防止対策の周知・啓発

(6) 人材確保事業

- ①通年募集（ハローワーク・新聞による募集掲載、人材紹介事業所の活用）
- ②外国人技能実習生受入れ学校との連携・協力、新たな技能実習生の養成への取り組み
- ③計画的に外国人介護人材（特定技能生）の雇用への実施

(7) 軽費老人ホーム樽前慈光園老朽化による移転・建設計画

(8) 会計処理の適正化

- ①税理士法人による指導・相談

(9) 収益減少傾向にある事業のフォローアップの検討

(10) 会計監査人導入準備・検討

(11) 公益的活動への取り組み

- ①独居や要支援状態の高齢者に対する配食サービス・安否確認事業の継続
- ②かぎ預かり事業の継続
- ③子供食堂及びフードバンクなど地域への食料品の提供事業の継続（非常食品の入替時期に合わせて）
- ④ケアセンターしらかばの郷多機能ホールの地域への無料貸し出し事業の継続
- ⑤柏木町内会主催の運動教室への地域包括支援センター職員の派遣

(12) 防災対策

8. 理事会・評議員会の開催

(1) 理事会

- (ア) 通常理事会：令和7年5月、9月、12月及び令和8年3月の年4回

- (イ) 臨時理事会：随時

- ・理事長が必要と認めたとき
- ・理事会運営規則に定める理事長以外の理事、監事から開催の招集の請求

があったとき

(2) 評議員会

(ア) 定時評議員会：令和7年6月

(イ) 臨時評議員会：随時

- ・ 必要がある場合、理事会の決議に基づき理事長が招集
- ・ 評議員会運営規則に定める評議員から開催の招集の請求があったとき

9. 内部監査

(1) 内部監査及び監査概要

(ア) 定期監査(四半期毎)

- ・ 法人の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施。帳簿・種類の閲覧、現金預金・有価証券・債券・不動産その他の財産及び債務の現在高並びに試算表を検査する。
- ・ 理事会・評議員会の運営が、正当な手続きに基づき実施されているかどうかを主眼として実施。
- ・ 法人の事務執行が、正当な手続きに基づき合理的かつ効率的に実施されているかどうかを主眼として実施する。

(イ) 臨時監査

監事が、法人の運営について必要があると認めるときに、適宜日程及び内容を定めて実施。

(ウ) 決算監査

理事の業務執行の状況、及び法人の財産の状況の全般について行い、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録を受領し、これらの書類について検査。

10. 福祉サービス相談委員会

(1) 委員会の構成

- ・ 第三者委員(敬称略)：田原雄平、山谷壽郎
- ・ 事業者委員(敬称略)：松神繁俊、郡司靖治、藤原浩之、小島弘一、末永早久雄

(2) 開催

- | | |
|---------------|---|
| ・ 第1回：令和7年 5月 | 苦情・事故・インシデント・ヒヤリハット報告
苦情・事故の検証及び対応解決 |
| ・ 第2回：令和7年 9月 | 苦情・事故・インシデント・ヒヤリハット報告
苦情・事故の検証及び対応解決 |
| ・ 第3回：令和7年12月 | 苦情・事故・インシデント・ヒヤリハット報告
苦情・事故の検証及び対応解決 |
| ・ 第4回：令和7年 3月 | 苦情・事故・インシデント・ヒヤリハット報告
苦情・事故の検証及び対応解決 |

11. 経営会議・役員施設長定例打合せ

法人・施設運営全般に係る打合せを月例及び臨時で開催。

12. 役員研修

北海道社会福祉協議会等が主催する研修会へ参加し、社会福祉法人の適正運営や社会福祉諸制度等に関する情報を収集、周知を行う。